

平成24年（ワ）第328号、平成25年（ワ）第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野進 外124名

被告 北陸電力株式会社

第33準備書面

—被告の大飯判決批判への反論—

2015年（平成27年）2月27日

金沢地方裁判所民事部合議B1係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明

外

本書面において、原告ら第23準備書面及び第27準備書面への反論に対する再反論を陳述する。

被告の大飯判決に対する批判の誤り

1(1) 被告は、準備書面(13)において、次のように反論する。

大飯判決は、「具体的危険性」という用語を用いてはいるが、「万が一でもあるのか」と立論することで、論理的ないし抽象的、潜在的な危険性を理由に原子力発電所の建設及び運転を一切許さないとするものとの判断基準をたてているが、これは、原子力発電に内在する危険性の故に原子力発電そのものを否定しており、科学技術の利用に関する基本的な理念に違反する、と被告は反論している。

なお、被告のいう科学技術の利用に関する基本的な理念とは、「科学技術を利用した現代文明の利器に危険が内在することは当然の前提として、内在する危険を顕在化させないよう管理できるかどうか問われるべきである」との考え方をいう（被告準備書面(13)46～47頁）。

(2) 反論が誤っていること

しかし、上記被告の反論は全くの的外れなものである。

ア 「論理的ないし抽象的、潜在的な危険性を理由に原子力発電所の建設、運転を一切許さないもの。」だとの反論は、次の点で誤っている。

まず、「具体的危険性」の内容として「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」と定義したからといって、事実等の認定が抽象的次元で行われることにはならない。それにもかかわらず、被告はその点を混同する間違いを犯している。

大飯判決は、論理的ないし抽象的、潜在的な危険性の存在をもって「万が一の危険性」の存在を認定してなどいない。それどころか、「理論上の数値計算の正当性、正確性について論じるより、現に…到来しているという事実（前提事実(10)）を重視すべきは当然である」（甲D1号証 大飯判決50～51頁）との記述からも明らかなおり、現実に発生した事実を元に、社会通念にしたがって事実を認定しているのであって、このことは大飯判決を一読でもすれば一目瞭然である。

なお、ここでいうところの社会通念とは「少なくとも、福島原発事故のような悲惨な事故をもう二度と起こしてはならない」という、今日における日本社会の共通認識に基づくものであることは当然である。

イ 「科学技術の利用に関する基本的な理念に違反する」との反論は、次の点で誤っている。

すなわち、大飯判決は、科学技術一般について、一切の危険を否定しているわけではない。大飯判決はこう述べている（傍線は引用者）。

「新しい技術が潜在的に有する危険性を許さないとすれば社会の発展はなくなるから、新しい技術の有する危険性の性質やもたらす被害の大きさが明確でない場合には、その技術の実施の差止めの可否を裁判所において判断することは困難を極める。しかし、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない。」（大飯判決40頁）

したがって、被告があたかも、大飯判決が科学技術一般について一切の危険を否定しているかのように批判するのは、その前提を欠くものであって、明らかな誤りである。

大飯判決は、そのうえで、現実が生じている福島原発事故による悲惨な状況、及びそれを受けた社会通念の確立という事実に基づき、原発技術に求められる安全性について判示しているのである。

このような大飯判決の態度が、何ら科学技術の利用に関する基本的な理念に反するものではないことは明らかである。

(3) 小括

これまで述べたとおり、大飯判決は、福島原発事故という悲惨な現状に正面から向き合うとともに、事故後の社会通念の変化も反映させたいと、人権擁護の「最後の砦」としての司法の役割を全うすべく、「根源的な権利が極めて広範に奪われるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのか」（同40～41頁）「具体的危険でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りる」（同42頁）という判断枠組みを提示した。

この判断枠組みが、社会通念との関係においても、さらには国際的な裁判実務との関係においても、極めて正当なものであることは明らかである。

それに対して、被告の反論は福島原発事故前の裁判例を根拠にしたものや全く見当外れなものに終始している。

したがって、大飯判決の提示した上記判断枠組みは、本件訴訟を含む今後の原発差止訴訟全般においても大いに活用され続けなければならないものである。

2 (1) 被告は、準備書面(13)47頁～50頁において、大要、大飯判決は証拠に基づく客観的な事実認定や一般に確立された経験則から導かれたものではなく、科学的、専門技術的知見に基づく未来予測や有効な技術的対策は不可能であるという特定の見解に基づく主観的なものである。このような大飯判決の判断は、科学技術を利用した現代文明の利器に危険が内在することは当然の前提として、内在する危険を顕在化させないよう管理できるかどうか問われるべきであるという科学技術の利用に関する基本的な理念を特定の見解ないし主観の下に否定しているものであり、司法の客観性を逸脱し、司法判断として許されないというべきであると主張する。

(2) 大飯判決が科学的知見を踏まえないかのようにいう根本的誤り

上記のとおり、被告は、大飯判決が原発の安全性を判断する際に必要となる科学的、専門技術的知見を踏まえることなく主観的な判断を下した、と盛んに主張する。

しかし、大飯判決は、「(行政訴訟において)規制基準への適合性の判断を厳密に行うためには高度の専門技術的な知識、知見を要することから、司法判断が規制基準への適合性の有無それ自体を対象とするのではなく、適合していると判断することに相当の根拠、資料があるか否かという判断にとどまることが多かったのには相応の理由がある」ことと比較して、「万が一にも具体的危険がないか」という基準で原発の安全性を審査する民事訴訟においては「必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と判示したに過ぎないであって、なにも民事差止訴訟において科学的知見を不要などと述べたわけでないことは明らかである。現に、大飯判決は、福島原発事故により示された

客観的事実や、基準地震動の策定に関する問題点を示す科学的知見を踏まえた判示を行っている。

(3) 「万が一の具体的危険」の有無を審査するための司法的アプローチと裁判官に求められる知見

「具体的危険が万が一でもあれば差止は当然」とする大飯判決の正当性については、既に述べた。被告の上記指摘との関係で次に問題となるのは、「万が一の具体的危険」の有無を審査するために、いかなる司法的アプローチがとられるべきかである。この場合のアプローチの仕方には、大きく分けて、①まず電力会社に安全性に関する相当な根拠資料に基づく主張立証をさせ、それによって万が一にも具体的危険性はないことを立証させる、という方法と②まず住民側に万が一の具体的危険が生じることを主張立証させる、という二つのアプローチが考えられるが、大飯判決は「万が一の具体的危険」を立証命題とした上で②のアプローチを採用した（大飯判決42頁参照）。

そして、この審査に際しては、住民側による「万が一の具体的危険が生じること」の主張立証が成功すれば、あとは電力会社が行う反証が「万が一の具体的危険」の存在を覆すに足りるものかを判断することになり、それは、電力会社の反証が、①住民側の主張立証が依拠する事実や科学的知見が不合理であること又は②これらから万が一の具体的危険性を導き出す推認の過程が不合理であること、を証明しているかを、経験則に基づいて判断することになる。この判断は、二つの対立する科学的知見、科学的見解のいずれが科学的合理性をもつか、あるいはどちらが科学的合理性が高いかまでを科学者と同じ視点で判定するといったものではなく、電力会社側の反証に照らして、住民側の主張立証が依拠する事実や科学的知見が不合理といえるか、それらの事実や知見から万が一の具体的危険性を推認する過程に不合理があるかという観点からなされるものであり、必ずしも高度の専門技術的知識、知見を要するものではなく、ある程度の科学的知見と裁判官の有する経験則に基づいて判断することは十分可

能である。

大飯判決が「必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」と判示したのは、このような意味においてなのであり、その判示はきわめて正当である。むしろ、福島原発事故前の原発訴訟では、裁判所は、原発の安全性判断には高度の専門技術的な知識、知見が必要としつつ、裁判所の有する知識、知見の限界から、結局行政の安全審査の判断や電力会社の専門的知見を追認するだけであったのであり、そのような判断枠組みこそが、福島原発事故を司法が防ぎ得なかった根本的原因なのである。そうした原発の安全性判断における行政依存から脱却するためには、大飯判決が示したような判断枠組みこそが求められていたといえる。

(4) 大飯判決は客観的事実と経験則に基づいていること

また、被告は、大飯判決が高度の科学的、専門技術的知見を踏まえず、客観性を欠いた主観的判断によったと批判するが、大飯判決は電力事業者が依拠する科学的知見が破綻していることを示す客観的事実を重視し、経験則に基づいて万が一の具体的な危険性が否定できないことを判示したのであって、その判断には十分な客観的根拠がある。被告がこれを主観的と批判するのは、被告が福島原発事故等の客観的事実から目を背け、教訓をくみ取ろうとしていない姿勢の表れにすぎない。

いくら強調しても強調しすぎることが 予想
ないのが、科学の限界をきちんと認めることの大切さである。地震や津波とい

(参考資料)

30年以内に震度6以上の地震が起きる確率
算定基準日 2011年1月1日

設置者名	発電所名	30年以内に震度6以上の地震が起きる確率
北海道電力	泊発電所	0.4%
東北電力	女川原子力発電所	8.3%
	東通原子力発電所	2.2%
東京電力	柏崎刈羽原子力発電所	2.3%
	福島第一原子力発電所	0.0%
	福島第二原子力発電所	0.6%
中部電力	浜岡原子力発電所	84.0%
北陸電力	志賀原子力発電所	0.0%
関西電力	美浜発電所	0.6%
	大飯発電所	0.0%
	高浜発電所	0.4%
中国電力	島根原子力発電所	0.0%
四国電力	伊方発電所	0.0%
九州電力	玄海原子力発電所	0.0%
	川内原子力発電所	2.3%
日本原子力発電	東海第二発電所	2.4%
	敦賀発電所	1.0%
原子力機構	もんじゅ	0.5%

地震調査研究推進本部地震調査委員会が取りまとめた各サイト毎の30年以内に震度6以上の地震が起きる確率を防災科学技術研究所の地震ハザードステーションにより公開したものである

図 福島原発事故前の地震発生確率

った巨大な自然現象は、現在の科学においても未解明な部分が多々あり、現に東日本大震災前には、このような巨大地震が起こることを予測した科学者はほとんどいなかった。地震調査研究推進本部地震調査委員会が東日本大震災直前の平成23年1月にまとめた長期予測では、福島第一原子力発電所付近で今後30年以内に震度6強以上の地震が起きる確率は「0.0%」とされていた(図参照)¹。これまでの地震研究は、巨大地震が起きてはじめてその発生メカニズムが解明される、ということの繰り返しであり、それすら完全な解明にはほど遠い状態なのである。

こうした福島原発事故が明らかにした客観的事実こそ、同事故後の原発訴訟において欠かせない経験則の一部をなすものであり、大飯判決はこうした経験則を適用して客観的事実認定をしたのであるが、被告は意図的にこれから目を背け、あたかも大飯判決が主観的判断を行ったかのごとく論難しているのであって、その主張に根拠がないことは誰の目にも明らかである。

(5) 小括

これまで述べてきたとおり、福島原発事故を踏まえて、司法が未曾有の人災である福島原発事故を防げなかったことに対する真摯な反省にたち、司法の責任を自覚し、国民の基本的な人権の中核をなす生存権や人格権を守るための「最後の砦」としての役割を果たせるよう、悲惨な原発事故を万が一にも再び起こさないために、原発訴訟における原発の危険性の判断枠組みや科学的、専門技術的知見の訴訟における扱い方を改め、国民の期待にこたえることが求められている。

¹ 瀧本一起東京大学地震研究所教授(原子力安全・保安院の「地震・津波、地質・地盤合同政府の共同ワーキンググループ」の主査)も、M9クラスの超巨大地震が起きる可能性があるということは、全く予測されていなかった。ここに、現段階での地震の科学の限界を見ることが出来る。現象が複雑系で決定論的な理解が困難なこと、実験で再現することが不可能であること。地震発生の『いつ』どころか、『どこで』『どのくらいの大きさ』といった情報すら、依然として大きな不確定さが伴うことが、今回の地震で明らかになったと指摘している。(甲B284=雑誌「科学」2012年6月号「地震の予測と対策:『想定』をどのように活かすのか」)

大飯判決は、この国民の期待にこたえるべく真摯に検討した上で、前述の判断枠組みを打ち出した。被告が福島原発事故の現実から目を背け古色蒼然たる主張を展開する中で、この歴史的な一步をさらに進めるのか、被告が主張するような旧態依然たる判断枠組みに逆戻りして国民の期待を再び裏切るのかが問われているといえる。

なお、被告は、原発に求められる安全性について、この他にも縷々反論するが、これに対する再反論は、次回に、原告が考える安全性を改めて主張する予定である。

以 上